# 地域づくり補助金 Q&A

## 【補助対象団体について】

**Q. どのような団体が申請できますか？**

A. 弥富市地域づくり補助金応募要領の P.1、P.2 をご覧ください。ご自身の活動している内容がどの補助事業に当たるかが分からない場合は、市民協働課までお問い合わせください。

**Q. 自治会、福寿会、子ども会などは、補助金を申請できますか？**

A. 各団体が従来から実施している事業に加えて、地域の方々で地域課題を解決するために、公益的なコミュニティ活動事業を行う場合は申請することができます。

なお、従来から自治会等の団体交付されている補助金・助成金・委託料を、申請した事業の自己資金として充てることはできません。

## 【補助対象事業について】

**Q. P.2 の（2）補助対象とならない事業に記載の「国、県又は市から他の補助制度の適用を受ける事業」とは、どのような場合ですか？**

A. 同じ事業に対して他の公的機関（本市、県、国など）から補助金や助成金を受けている場合は、補助対象外となります。

**Q. 実施事業が補助金交付決定時期よりも前に終わってしまうのですが、補助金を申請することは出来ますか？**

A. 補助金交付決定がされて補助対象事業になりますので、交付決定がされる前に終了する場合は、対象外です。

## 【補助対象経費について】

**Q. 団体の経常経費は認められますか？**

A. 団体の経常経費は助成対象として認められません。（経常経費とは、団体を運営するために毎年支出する必要がある経費のことです。例えば光熱水費や電話代、事務所の家賃、事務用品代などです。）

Q．消耗品費で材料費として認められる範囲はどこまでですか？

A．作業を行う場合に準備等で必要になる材料です。

（例）団体の構成員が作品を作って展示する場合のテープや画鋲、文房具等で、それぞれの作品を作るために構成員が負担することが妥当であると考えられる材料費（テキスト代も含む）は対象外となります。

Q．報償費の謝礼として認められる範囲はどこまでですか？

A．外部の講師に対するものだけになります。団体構成員に対する謝礼は対象外になります。また、謝礼に加えて渡す手土産等も対象外です。

（例）文化、芸術分野等で団体構成員が指導者でその方に対する謝礼や、スポーツ分野等で団体構成員が監督・コーチ、審判などでその方に対する謝礼は対象外となります。

Q．団体構成員の研修会、研究会等への参加費は対象になりますか？

A．地域づくり補助金は、地域において自主的かつ主体的に行う公益的なコミュニティ活動事業に対し、その経費の一部を補助するものとなりますので、研修会、研究会等への参加費は対象外となります。

【実績報告について】

Q．実績報告書を提出する際の添付書類は何が必要になりますか？

A．以下の書類が必要です。

① 事業収支報告書

② 購入品等の内訳がわかるレシート又は領収書（原本）

領収書の発行によりレシートが店舗で回収される場合は、レシートのコピーをもらって下さい。レシートのコピーがいただけない場合は、内訳がわかるものでも可能です。

③ 活動状況報告書

④ 活動時の写真（日付入り）

⑤ 事業を周知するためのチラシ等